

一般社団法人中津耶馬溪観光協会ホームページリニューアル委託業務に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

一般社団法人中津耶馬溪観光協会事務局

一般社団法人中津耶馬溪観光協会が実施する「一般社団法人中津耶馬溪観光協会ホームページリニューアル委託業務」の内容並びに同業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）の手続きは、以下のとおりとする。

1、業務の目的

情報通信技術の向上とそれに伴う旅行情報取得の変化により、観光情報の内容と提供の仕方を見直すべき時期にきている為、本業務を実施する。

本業務では観光客の「旅前」の情報取得の際の利便性を念頭においた情報分類、ホームページデザイン及びレイアウトの見直しを行い明晰なホームページにすることで中津耶馬溪の観光情報が容易に入手できるホームページとする。更に本業務の成果物により、閲覧の回数を増やすことで、中津市への誘客を促すとともに、当会会員への情報発信を行い会員へのメリットをもたせる。

また、外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化、運用コストの削減を図り、併せメール環境の構築を行う。

2、委託の名称

一般社団法人中津耶馬溪観光協会ホームページリニューアル委託業務

3、委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

4、委託料の上限額

- (1) リニューアル業務
2,500,000 円（税込）
- (2) 保守業務（年額）
800,000 円（税込）

5、委託業務の内容

別紙「一般社団法人中津耶馬溪観光協会ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

6、企画提案競技（プロポーザル方式）参加資格基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) ホームページ制作及びホームページリニューアル等の類似業務実績を有する者。
- (2) 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ①業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、当会との打ち合わせ等に担当者等を出席させることが可能であること。

- ②観光協会から要請があった場合に、担当者等を派遣することが可能であること。
- ③自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7、スケジュール及び必要書類提出先

(1) スケジュール

項目	日程等
企画提案競技（プロポーザル方式）の公開	令和6年8月21日（水）
質問書の受付期間	令和6年8月27日（火）
質問書に対する回答	令和6年9月3日（火）
参加申込書など提出期限	令和6年9月17日（火）
参加資格決定通知	令和6年9月18日（水）
選考委員による審査会 （プレゼンテーションによる審査）	令和6年9月20日（金）予定
審査結果通知	令和6年9月26日（木）予定
契約締結	令和6年9月30日（月）予定

(2) 参加申込書など提出先及び問い合わせ先

〒871-0033 大分県中津市大字島田 219-2（JR 中津駅南口）

一般社団法人中津耶馬溪観光協会 事務局

TEL：0979-64-6565、FAX：0979-64-6611、E-mail：info@nakatsuyaba.com

8、参加申込書などの提出、質問の受付及び回答

(1) 参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

- ・提出様式：①様式第1号「参加申込書（兼誓約書）」
 - ②様式第2号「会社概要」
 - ③様式第3号「同等業務受注実績書」
 - ④様式第4号「配置予定者の業務経験等」
 - ⑤企画提案書 ※任意様式
- ・リニューアルにあたっての考え方や方針

- ・原稿ホームページの課題とリニューアルの概要
- ・デザインの提案
- ・コンテンツ移行の考え方
- ・危機管理体制、方針
- ・その他独自の提案

⑥「見積書」 ※任意様式

⑦業務実施体制※任意様式

⑧制作スケジュール※任意様式

⑨CMS の概要書※任意様式

- ・受付期間：「7、（1）スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法：「7、（2）参加申込書など提出先及び問い合わせ先」に直接提出すること。

（2）質問の受付

質問は参加予定の事業者が行い、下記のとおりとする。

- ・提出様式：様式第5号「質問書」
- ・受付期間：「7、（1）スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法：「7、（2）参加申込書など提出先及び問い合わせ先」へ E-mail にて提出。

（3）質問に対する回答

参加申込書を提出したすべての事業者に対し、質問事項及びその回答を令和6年9月3日（火）までに E-mail で回答することとし、回答は本要領及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとする。
なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

9、審査方法

- （1）審査及び評価は、別途定める選考委員会が行い、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たしかつ、最高点を獲得した最優秀提案1件を選定する。なお、提案競技参加者が多数の場合、予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に E-mail で通知する。
- （2）提案者が1名の場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たない場合は再度公募を実施する。
- （3）選考委員会はプレゼンテーションを依頼する事業者に対し E-mail により実施日時、実施場所等を通知する。当該通知を受けた者は、速やかに出席者人数及びプレゼンテーションに使用する機材等について報告するものとする。
- （4）プレゼンテーションの時間は1者20分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、選考委による質疑を行う。なお、質疑は10分以内とする。
- （5）審査結果は、令和6年9月26日(木)を目処に審査委員会に出席した全ての企画提案者に対して E-mail により通知する。
- （6）最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。尚、同点の場合は、選考委員会にて協議の上決定する。
- （7）本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせは一切応じない。又審査結果についての異議申し立ては受け付けられないものとする。

10、選考審査基準項目

評価項目及び評価内容	合計	配点				
		秀	優	良	可	不可
評価項目①企画提案 業務の目的に沿った企画提案になっているか。ポイントを絞りわかりやすい提案になっているか。	20	20点	15点	10点	5点	1点
評価項目②業務実施体制 本業務を遂行するスタッフ及び担当者に同等業務の経験、実績があるか。	20	20点	15点	10点	5点	1点
評価項目③見積額 委託予定価格の上限額【リニューアル業務(2,500,000円)、保守業務(800,000円)】から10%低く設定されている毎に1点加点。	10	10点	8点	6点	4点	2点
評価項目④同等業務受注実績 各自自治体や観光協会だけでなく、大手民間企業などの受注実績を総合的に判断。	10	10点	8点	6点	4点	2点
評価点	点(60点満点中)					

11、契約等

- (1) 審査の結果、合計評価点が最も高い者と契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。尚、年間に係る運用・保守・サポートについては別途契約交渉するものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ②審査に影響を与える行為があった場合。
- ③契約締結時点で「企画提案競技(プロポーザル方式)参加資格基準」を満たしていない場合。
- ④その他、本要領の内容に違反する場合。

12、その他

- (1) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類はその理由に関わらず返却しない。
- (3) 提出後の書類の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、当会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出書類は選定以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 提出書類は必要範囲で複製し作成することがある。

以上